

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年7月18日

【会社名】 ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド
(ABN 12 004 044 937)
(National Australia Bank Limited)
(ABN 12 004 044 937)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
ゲイリー・レノン
(Gary Lennon, Chief Financial Officer)

【本店の所在地】 オーストラリア連邦ビクトリア州 3008
ドックランズパーク
ストリート 800 1階
(Level 1, 800 Bourke Street, Docklands, Victoria, 3008, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 護梅立

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 村二 護 中 慎
弁護士 木里 護 大 彩衣
弁護士 石上 護 上 涼
弁護士 崔 護 加 奈

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日 平成31年3月25日
効力発生日 平成31年4月2日

有 令和3年4
効期限 月1日
発 31 - 外2
行登録
番号
発 発行予定
行予定 額 3,000
額又は 億円
発行残
高の上
限
発 2,922 億
行可能 5,037 万
額 5,000円

【効力
停止期
間】 この訂正発
行登録書の
提出による
発行登録の
効力停止期
間は、令和
元年7月18
日(提出日)
である。

【提出
理由】 平成31年3
月25日付発
行登録書に
ついて、令
和元年7月
18日に提出
された臨時
報告書の訂
正報告書を
同発行登録
書の参照書
類とするた
め、本訂正
発行登録書
を提出する
ものである。

【縦覧
に供す
る場
所】 ナシヨナ
ル・オース
トラリア・
バンク・リ
ミテッド
東京支店
(東京都中
央区日本橋
室町二丁目
2番1号
室町東三井
ビルディン
グ18階)

【訂正内容】

訂正箇所については、下線を付しております。

[訂正前]

< 前略 >

第二部 参照情報

第1 参照書類

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2018年度）（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）
平成31年1月7日関東財務局長に提出

2 四半期報告書又は半期報告書

事業年度（2019年度中）（自 平成30年10月1日 至 平成31年3月31日）
令和元年6月7日 関東財務局長に提出

3 臨時報告書

（1）上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和元年6月7日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成31年2月22日に関東財務局長に提出

（2）上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和元年6月7日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を令和元年6月7日に関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし。

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし。

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし。

7 訂正報告書

訂正報告書（上記3（1）記載の臨時報告書の訂正報告書）を平成31年3月20日に関東財務局長に提出

<後略>

[訂正後]

<前略>

第二部 参照情報

第1 参照書類

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2018年度）（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）
平成31年1月7日関東財務局長に提出

2 四半期報告書又は半期報告書

事業年度（2019年度中）（自 平成30年10月1日 至 平成31年3月31日）
令和元年6月7日 関東財務局長に提出

3 臨時報告書

（1）上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和元年7月18日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成31年2月22日に関東財務局長に提出

（2）上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和元年7月18日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を令和元年6月7日に関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし。

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし。

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし。

7 訂正報告書

(1) 訂正報告書 (上記 3 (1) 記載の臨時報告書の訂正報告書) を平成31年 3 月20日に関東財務局長に提出

(2) 訂正報告書 (上記 3 (2) 記載の臨時報告書の訂正報告書) を令和元年 7 月18日に関東財務局長に提出

< 後略 >